

市税等の減免について

床上浸水の場合、適用があります。
各減免を受けるためには、申請が必要となります。

	対象	申請方法	申請期限	対象年度・納期・期間	お問い合わせ
市・県民税 国民健康保険税	所有する住宅または家財の損害程度が3/10以上(床上浸水)の被害を受け、平成30年の合計所得金額が1,000万円以下の方	減免申請書に記入の上、市民税課、国保年金課、資産税課のいずれかの窓口へ提出または郵送	令和元年12月13日(金)	令和元年度(平成31年度)分で令和元年10月25日以降到来する納期限日のもの(普通徴収・特別徴収とも)。納付方法により、一度納付していただいた後でお返しする場合があります。	市民税課 ☎(20)1577 FAX(20)1609
固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ●土地 崖崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、土地面積の2/10以上が被害を受け、土地の効用を妨げられた場合 ●家屋 家屋の価値の2/10以上の被害を受けた場合 ●償却資産 資産価格の総額の2/10以上の被害を受けた場合 				資産税課 ☎(20)1579 FAX(20)1609
後期高齢者医療保険料 介護保険料	<p>床上浸水の被害を受け、被保険者およびその世帯に属する被保険者の平成30年の合計所得金額が1,000万円以下の方</p> <p>床上浸水の被害を受け、世帯の平成30年の合計所得金額が1,000万円以下の65歳以上の方</p>				<p>減免申請書に記入の上、国保年金課窓口へ提出または郵送</p> <p>減免申請書に記入の上、高齢者支援課窓口へ提出または郵送</p>
国民年金保険料	被保険者等の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く)が、その価格のおおむね1/2以上の被害を受けた方	<p>窓口以下のものを持参</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類(運転免許証等) ●り災(被災)証明書 ●年金手帳 ●印鑑 <p>(本人が署名する場合は不要)</p>	令和元年12月27日(金)	<p>災害の生じた月の前月分から翌年6月分まで</p> <p>※申請時の免除や納付状況により対象期間が異なりますのでお早めに申請してください。</p>	国保年金課 ☎(20)1503 FAX(20)1600

「り災証明書」「被災証明書」について

市の被害調査の結果に基づき、家屋等に被害を受けた方に対し、被害の程度を証明する「り災証明書」「被災証明書」を発行しています。(本庁のみ)

持参するもの

- ・本人確認書類(運転免許証等) ・印鑑
- ・委任状(本人もしくは世帯員以外の代理人が申請する場合)
- ・現像または印刷した写真(床上浸水のみ被害または家財や車などの被害等。被害調査で被害状況等を確認している場合を除く。)

●り災証明書

被害を受けた住家が対象です。(自然災害による住家の被害程度等の内容を証明します。)

●被災証明書

被害を受けた住家以外の建物、車などが対象です。

(被災者からの被災の届け出を受けて、被災の事実を証明します。)

※床上浸水の被害を受け、市が被害調査に伺っていない方はお知らせください。調査に伺います。

お問い合わせは、市民税課(2階) ☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

水道料金等の減免について

(水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料)

下記のお問い合わせ先で申請してください。1つの窓口で全ての料金の申請ができます。

減免は、1回の請求分に限り、基本料金相当額となります。

持参するもの ・り災(被災)証明書の写し ・印鑑

お問い合わせは、

上水道：広域水道部業務課

☎(23)9482、FAX(23)9440へ。

下水道：下水道課(8階)

☎(20)1549、FAX(20)1606へ。

農業集落排水：農政課(6階)

☎(20)1526、FAX(20)1604へ。

住宅に被害を受けた方へ

住宅の修理やその修理をする間の一時的な避難のための支援制度を実施しています(制限・要件等があります)。

- 応急修理 自らの資力では修理費の支払いが困難な方に、住宅の応急的な修理費の支援制度があります。
- 住宅の修繕 り災程度が「一部損壊」、または修理の代金が支払い済みの方で対象工事費が20万円以上の方に、修理費の20%を支援する制度があります。
- 賃貸型応急住宅 県では住宅に甚大な被害を受けた方に対し、応急仮設住宅として民間住宅を借り上げて提供しています。
- 借り上げ住宅 市では住宅に甚大な被害を受けた方が住宅の修理を行う期間、一時的に転居するための民間住宅を借り上げて提供しています。
- 家賃補助 賃貸住宅が被災し、市内の他の賃貸住宅へ転居する方へ家賃の1カ月分(最大5万円)を補助します。

受付期間 12月2日(金)～令和2年2月28日(金)(土日・休日・年末年始を除く)

お問い合わせは、建築課(8階) ☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

被災者生活再建支援制度

住家が全壊または大規模半壊となった世帯、解体世帯（住家の半壊や敷地の修復など、やむを得ない事由により当該住宅を解体した世帯）に支援金を支給します。該当する方はご連絡ください。

- 基礎支援金 住宅の被災程度に応じて支給
- 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円

※1人世帯は上記の3/4の額

- 申請期限 基礎支援金：令和2年11月24日
加算支援金：令和4年11月24日

お問い合わせは、社会福祉課（7階） ☎(20)1571、FAX(20)1605へ。

災害援護資金の貸付制度

対象	住家の全壊、半壊および家財の1/3以上の被害があった方	
実施主体	千葉県市町村総合事務組合	
貸付限度額	350万円（被害の種類、程度により限度額が異なります）	
貸付条件	所得制限	世帯人員 平成30年分の総所得額
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加算した額	
利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間は無利子）	
据置期間	3年	
償還期間	10年（据置期間を含む）	
償還方法	年賦、半年賦または月賦元利均等償還（繰上償還可）	
申込期限	令和2年1月31日	
お問い合わせ	社会福祉課（7階） ☎(20)1571、FAX(20)1605	

被災中小企業に対する信用保証料助成

茂原市中小企業	対象	千葉県信用保証協会の信用保証対象となる業種で、市内で1年以上同一事業を営み、市町村税の未納の無い方
	融資限度額	運転資金2,000万円 設備資金3,500万円（所要資金の80%以内）
	融資期間	運転資金5年以内 設備資金10年以内
助成内容	茂原市中小企業融資制度を利用し、復旧に要する融資を受ける場合、信用保証料を全額助成	
お問い合わせ	商工観光課（6階） ☎(20)1528、FAX(20)1604	

千葉県の支援事業に市独自の上乗せ支援を予定しています

千葉県が被災中小企業者の事業活動再開に必要な費用(施設修繕・機械装置・備品等)を支援する際、茂原市が独自に上乗せを行う予定です。詳細は決まり次第、「広報もばら」や「市公式ウェブサイト」などでお知らせします。

お問い合わせは、商工観光課（6階） ☎(20)1528、FAX(20)1604へ。

茂原市大雨災害義援金を受付中

大雨災害の義援金を市役所2階会計課・生活課・市民課、本納支所、鶴枝公民館、東部台文化会館で受け付けています。受付時間などは各施設にお問い合わせください。

また、専用口座も開設しましたので、皆様の温かいご支援・ご協力をお願いします。

義援金口座

- ①ゆうちょ銀行・郵便局 00160-4-588410
茂原市令和元年大雨災害義援金
(ゆうちょ銀行または郵便局の窓口での払込手数料が無料になります。)
 - ②千葉銀行茂原支店 普通預金 4134868
令和元年10月茂原市大雨災害義援金
(千葉銀行本支店ならびに地方銀行協会加盟行本支店の窓口からの振込手数料が無料になります。)
- ※①②いずれもATMでの振込は有料となります。

義援金受付期間 令和2年1月31日

お問い合わせは、会計課（2階） ☎(20)1576、FAX(20)1609へ。

台風15号・19号および10月25日の大雨に伴う農業被害への支援策について

●強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援）

対象 被災したビニールハウス・作業場などの農業用施設や農業機械等の原形復旧
補助率 市独自の支援策により、事業費の最大9/10

●持続的生産強化対策事業（産地緊急支援事業）

対象 営農再開に向け、必要となる被災ほ場の追加防除・施肥、追加的な種子・種苗等の生産資材の購入に要する経費
補助率 市独自の支援策により、事業費の最大9/10

●千葉県農業災害対策資金

災害により被害を受けた農業者の経営の維持安定を図るため、農協等融資機関が再生産に必要な資金または施設の復旧資金を融資し、千葉県と茂原市が利子補給により支援します。

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	農業の再生産に必要な資金	破損した農業用施設を現状に復元するための資金
貸付限度額	被害額の8/10以内で600万円以下	被害額の8/10以内で1,000万円以下
償還期間	7年以内	8年以内（うち据置2年以内）
支援内容	県および市の利子補給により、借受者の金利負担0%	

お問い合わせは、農政課（6階） ☎(20)1526、FAX(20)1604へ。

災害ごみ仮置場について

沢井製薬(株)北側の災害ごみ仮置場への搬入期間を12月12日(日)まで延長します。なお、災害ごみ回収作業は12月6日(金)までとなりますので、7日(土)以降は仮置場への自己搬入をお願いします。



お問い合わせは、環境保全課（6階） ☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

土砂等の崩落による被害を受けた方へ

住宅敷地へ土砂等が崩落し、生活に支障をきたす場合において、土砂等を撤去する費用の一部の助成を予定しています。（10月25日以後に撤去作業を実施した方を対象とします）

- 対象 居住している住宅敷地内の土砂等を撤去する方（空き家、農地への崩落は対象外）
- 補助額 土砂等撤去費用の3/10以内（上限30万円）
※保険金・他の補助金を受領した場合は、補助額から受領額を差し引いた額とします。また、撤去費が5万円に満たない場合は対象外です。
- 申請期間 12月9日(日)～令和2年2月28日(金)（土日・休日・年末年始を除く）
詳細は決まり次第、「広報もばら」や「市公式ウェブサイト」などでお知らせします。

お問い合わせは、土木管理課（7階） ☎(20)1537、FAX(20)1605へ。

日本赤十字社から災害救援用の毛布を配布します

- 対象 住宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方
- 配布数 被災者1人につき1枚
- 配布期間 12月2日(日)～8日(日)13時～16時
- 配布場所 災害救援物資備蓄倉庫（中央公民館駐車場内）

お問い合わせは、日本赤十字社千葉県支部茂原市地区（茂原市役所社会福祉課内） ☎(20)1571、FAX(20)1605へ。

くみ取り式便所のし尿くみ取りに対する助成について

住宅便槽（くみ取り式）の浸水被害にあった世帯に対し、初回のくみ取り経費を助成します。

お問い合わせは、環境保全課（6階） ☎(20)1504、FAX(20)1604へ。